

確認申請時に、本チェックリストの提出をお願いします。

申請者氏名

記入者（代理者）氏名TELFAxorMAIL

申請地名地番（代表地番）諏訪市

確認申請提出前に本チェックリストの項目について内容確認の上、各チェックボックスにレを記入し、必要事項を記載して下さい。下記事項が確認されていることを前提に、受理時の審査を行います。申請に係る確認審査は、受理後に行われます。

- ・ 図書相互の整合性がとれている。
- ・ 規則第1条の3に規定する「図書の種類」が全てそろっている。
- ・ 規則第1条の3に規定する「明示すべき事項」が全て記載されている。
- ・ 建築基準関係規定に基づく許可等が全て取得されている。
- ・ 申請書は、現行の書式を使用している。

■ 提出前の再確認

図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第1条の3における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」の漏れ等が多数ある場合など、再度確認申請が必要となることがありますのでご注意ください。

- ・ 申請建物の種類
- ☐法第6条1項2号(市)①(地階除く階数3以上延面積300㎡超又は高さ16m超除く木造建築物に限る)

☐法第6条1項3号(市)② → 法第6条の4による確認の特例 ☐有 ☐無

☐上記以外 (県)③(①②の建物であっても許可を要するものについては県の審査になります)

■ 受理時の審査事項

提出書類の確認【提出する書類にレを記入してください。】

規則で定める書類		確認事項
☐	確認申請書 ☐ 2部 ☐ 3部 ☐ 4部 ※	各様式による書類が添付されている。 最新の様式をご確認ください。 <u>申請の種類によって必要部数が変わります。</u>
☐	建築計画概要書 1部	
☐	建築工事届（アスパスト届は10㎡≦解体床面積<80㎡の場合のみ）1部	
☐	建築物省エネ法仕様基準確認図書	住宅に限る。仕様基準によらない場合、適用除外となる建築物の場合、第3号建築物の申請の場合は添付不要。
上記以外の添付書類		備考
☐	☐ 消防同意書（図面全て添付） ☐ 消防通知書（案内・配置・平面添付）1部	法93条第1項ただし書、令第147条の3
☐	☐ 省エネ適合判定通知書 ☐ 設計住宅性能評価書 ☐ 長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等の確認書	省エネ基準適合確認図書（写しでも可）

※申請書部数：①②2部、③3部、5階以上かつ5000㎡以上の場合は4部（審査会控等は確認してください。）
-----県確認の申請については、ここまでの欄と裏面の調査（4.以降）のチェックをお願いします。-----

1 設計者等の記載・資格等の確認【必要な確認事項にレを記入してください。（裏面に続く）】

確認事項		適用	備考
☐	委任状が添付されている（写しでも可）。	代理者	<u>確認の申請を代理者に委任する場合のみ。押印等により委任状況が確認できるもの。</u>
☐	委任状と申請書第2面（建築計画概要書第一面、以下同様）の記載内容が整合している。		
☐	申請書第1面および正本に添付された設計図書（構造計算書は表紙のみ）の全てに記名がされている。	設計者	令和3年1月1日より押印不要。
☐	建築士法第3条、第3条の2、第3条の3に規定する建築物に応じた設計または工事監理の資格がある。	設計者 工事監理者	建築士法、県条例に注意してください。
☐	工事監理者が記載されている。 （未定の場合、未定と記載されている。）	工事監理者	未定の場合、着手前に工事監理者選定届などを提出して下さい。
☐	「建築設備の設計に関し意見を聞いた者」が記載されている （申請書第2面）。	建築設備の設計に関し意見を聞いた者	<u>建築士法第20条第5項（建築設備士）に規定する場合のみ。</u>

2 正本及び副本の整合性の確認【レを記入して下さい。】

確認する書類			確認事項
☐	正本	1 通	正本と整合性がとれている。
☐	副本	1 通	

3 手数料の算定【該当箇所にレを記入して下さい。】

確認の特例あり（法第 6 条の 4）					確認の特例なし				
	～	30 ㎡以下	☐	6,000 円		～	30 ㎡以下	☐	10,000 円
30 ㎡超	～	100 ㎡以下	☐	11,000 円	30 ㎡超	～	100 ㎡以下	☐	16,000 円
100 ㎡超	～	200 ㎡以下	☐	16,000 円	100 ㎡超	～	200 ㎡以下	☐	27,000 円
200 ㎡超	～	500 ㎡以下	☐	27,000 円	200 ㎡超	～	500 ㎡以下	☐	51,000 円
500 ㎡超	～		☐	43,000 円	500 ㎡超	～		☐	67,000 円

建築物省エネ法仕様基準審査（確認申請手数料に加算）									
一戸建ての住宅					共同住宅、長屋等				
	～	200 ㎡未満	☐	14,000 円		～	300 ㎡未満	☐	30,000 円
200 ㎡以上	～		☐	15,000 円	300 ㎡以上	～		☐	52,000 円

4 諏訪市で添付をお願いしている書類【添付されている書類にレを記入してください。】

書類名		備考
☐	公図 1 部	地名地番を確認します
☐	土地使用（占用）承諾書 2 部	申請敷地に申請者以外の権利者がいる場合のみ
☐	確約書 2 部	2 項道路によるセットバックが発生する場合で、寄付申請しない場合
☐	住宅等建築計画書（建築協定） 2 部	申請地がくるみ台団地の場合のみ、長野県住宅供給公社受付後の写し

※申請書には綴じこまないで下さい。

5 関係法令等の確認【該当箇所にレを記入して下さい。】

- ・下水道 ☐既接続 ☐協議済み ☐未協議 ☐合併浄化槽 ☐トイレ無し
- ・道路調査（幅員等） ☐済み ☐未調査
- ・土砂災害防止法 ☐特別警戒区域（レッドゾーン）内 ☐特別警戒区域外 ☐未調査
- ・河川法 ☐許可済み ☐申請中 ☐未調査 ☐不要
- ・道路占用・自営工事 ☐許可済み ☐申請中 ☐未協議 ☐不要
- ・水路占用 ☐許可済み ☐申請中 ☐未協議 ☐不要
- ・盛土規制法 ☐許可済み ☐申請中 ☐未協議 ☐不要
- ・文化財包蔵地 ☐内（☐届出済み ☐未届け） ☐外 ☐未調査
- ・農地転用 ☐済・非農地 ☐申請中 ☐未申請
- ・屋外広告物法 ☐許可済み ☐申請中 ☐未調査 ☐不要
- ・景観計画 ☐一般地区 ☐重点整備地区 ☐未調査
- ・都市計画法 53 条許可 ☐許可済 ☐申請中 ☐不要
- ・都市計画法開発行為区域 ☐内（許可書写し） ☐外

その他法令、条例等による手続き

法令等	手続き状況
長期優良住宅建築等計画認定等申請	☐ ：有（申請済・申請予定）、 ☐ ：無、 ☐ ：未定
低炭素建築物新築等計画認定申請	☐ ：有（申請済・申請予定）、 ☐ ：無、 ☐ ：未定
省エネ法性能向上計画認定申請	☐ ：有（申請済・申請予定）、 ☐ ：無、 ☐ ：未定
省エネ法適合性判定	☐ ：要 ☐ ：不要（仕様基準・性能評価・長期優良 適用除外建物 等）
長野県地球温暖化対策条例 （ながの電子申請サービスでの申請が可能です）	☐ 届出：床面積 300 ㎡以上の建築物 （提出時期：工事着手予定日の前日まで） ☐ 報告：床面積 300 ㎡未満の住宅※ （提出時期：建築主に対する説明後速やかに） ※一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

ご協力ありがとうございました。